

令和３年３月２３日

大阪市総務局長 谷川 友彦 様

大阪市外郭団体評価委員会

委員長 阪口 彰洋

意見書

令和３年３月１９日付け大総務第１３０号により報告のありました社会福祉法人大阪社会医療センター（以下「本件団体」といいます。）に係る中期計画（以下「本件計画」といいます。）の内容について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱（以下「要綱」といいます。）第１３条第９項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

記

本件団体の令和２年度経営評価（対象事業活動）においては、本件団体の自己評価として「最終目標達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組」について本件団体が提供しているサービスの内容の周知の取組に関する自己評価として「今後は会議体に頼らない広報活動により当院の事業内容の一層の周知を図る」とされ、所管所属による市の審査においても本件団体による「周知方法の多角化」が前提とされており、このことを受けて当委員会においても、「今後作成する中期計画やこれを受けた令和３年度の年度計画においては、今年度の状況を十分に踏まえ、今後も継続すると考えられる新型コロナウイルス感染症の感染状況による影響も見据えて、より効果的な内容のものにするよう、中期目標の達成に向けて福祉局において当該団体を適切に指導されたい」との意見を述べたところである。

この点、報告のあった本件計画の内容については、本件団体が提供しているサービスの内容の周知方法について、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し関係行政機関や活動団体などと連携して周知するとされているものの、会議体だけに頼らない周知活動に具体的にどのような戦略のもとで取り組んで行くのかについては、必ずしも明らかにされていないように見受けられる。

本件計画が計画期間である４年間を見据えた中期的な戦略を示すものであること、今後も一定期間新型コロナウイルス感染症の感染状況による影響が継続すると考えられることに鑑みれば、本市の中期目標の達成に向けて、本件団体においてサービスの内容について「会議体に頼らない広報活動」など「周知方法の多角化」に取り組んでいくということなのであれば、「多角化」の取組の方向性についても本件計画において可能な限り具体的なものとして盛り込むことが望ましいと考えられる。

こうしたことから、福祉局においては、本件団体に対し、提供しているサービスの内容の

周知方法の「多角化」の取組の方向性について引き続き検討し、必要に応じて本件計画に盛り込むなど、適切に対処するよう指導することが適当である。